

議案第 28 号

小城市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

小城市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 28 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、小城市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を制定する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び小城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年小城市条例第 号）の規定に基づく小城市教育委員会が取り扱う個人情報の保護については、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則（令和 年小城市規則第 号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（小城市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止）
- 2 小城市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成 18 年小城市教育委員会規則第 4 号）は、廃止する。